



白河市長
鈴木和夫
すずき かずお

東北のみならず日本全体に深く大きな爪跡を残した東日本大震災から10年を迎えようとしております。本市においても、15人の尊い命が奪われたことをはじめ、道路の陥没や家屋の倒壊など、広範囲にわたり甚大な被害を及ぼしました。

ここに、改めて犠牲となられた御霊に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

こうした状況の中、多くの皆さまのご支援と励ましの言葉に支えられながら、市民が一丸となって復旧・復興の歩みを進めてまいりました。葉ノ木平地区では、震災の記憶を後世に伝える場とするため、防災機能を備えた復興記念公園を整備し、

当地区をルートとする「国道294号白河バイパス」も、都市機能を高める道路として順調に工事が進められております。

また、8年の歳月を経て美しい石垣がよみがえった小峰城は、市のシンボルとしてその魅力を一層高めるため、現在、二之丸と本丸を結ぶ重要な櫓門である清水門の復元に着手しております。

さらに、地域の皆さまのご理解とご協力により、除染土壌の中間貯蔵施設への輸送も年内には完了する見込みとなっております。

一昨年の台風19号をはじめ、気候変動に伴い「数十年に一度」と呼ばれる自然災害が頻発・激甚化するなど、防災・減災対策の重要性が高まる中、被害を最小限にとどめるには、一人ひとりの日頃の備えはもとより、地域での支え合いが大切となります。市民の皆さまとともに、震災から得た多くの経験や教訓を踏まえながら、記憶を風化させることなく、引き続き「住みたい・住み続けたい」と思える安全で安心なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

2月13日に発生した地震で被災した方へのお知らせ

り災証明書の発行



り災証明書は各種支援制度などの申請の際に、必要となる重要な書類です。手続きの方法は、次のとおりです。

なお、現地調査などが必要になる場合があるため、即日交付はできません。

《来庁の場合》

次の書類などを持って、窓口にお越しください。

- 持参物
 - ①り災証明申請書
 - ※窓口を設置してあります。また市ホームページからもダウンロードできます。
 - ②印鑑（認印可）
 - ③身分証明書（運転免許証・健康保険証など）
 - ④被災した建物の全景・近景の写真
- 受付窓口 本庁舎生活防災課（防災安全係）
各庁舎地域振興課
各行政センター
- 受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

《郵送の場合》

次の書類を同封し、郵送してください。

- 郵送物
 - ①り災証明申請書
 - ②身分証明書（運転免許証・健康保険証など）の写し
 - ③被災した建物の全景・近景の写真（現像したもの）
 - ④84円切手を貼った返信用封筒
- 宛先
〒961-8602 白河市八幡小路7-1
生活防災課

本庁舎生活防災課（防災安全係）

災害ごみの処分



地震で破損した家具・家電製品・食器などの災害ごみは、クリーンセンターに自己搬入することにより無料で処分できます。

事前に申し込みが必要ですので、次の窓口までご連絡ください。

氏名・住所・電話番号・廃棄するもの・搬入時の車両のナンバー・搬入日などを聞き取りします。搬入の前日までに申し込みをお願いします。

- 受付窓口
本庁舎環境保全課（環境衛生係）
各庁舎地域振興課
▷表郷 ☎2111
▷大信 ☎462111
▷東 ☎342111
- 搬入場所
西白河地方クリーンセンター（亀石1番地）
☎3558
- 受入時間
▷平日 午前9時～正午
午後1時～4時
▷土曜日 午前9時～正午
▷日曜日 搬入できません

本庁舎環境保全課（環境衛生係）

※倒壊したブロック塀や屋根瓦なども受け入れの対象となりますが、受け入れ場所や日時などを調整しますので、まずは電話でご相談ください。

2月18日時点の情報です。詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



- ①石垣が崩落した地震直後の小峰城
- ②石垣の修復が完了した小峰城
- ③地震直後に発生した土砂崩れ（葉ノ木平）
- ④葉ノ木平の土砂崩れ現場に完成した震災復興公園
- ⑤マンホールの隆起と道路の陥没（国道289号 東小丸山地区内）
- ⑥崩落による道路被害（県道白河石川線 大搦目付近）
- ⑦白河地域仮置き場（旗宿）

◇人的被害	死者	15人
◇建物被害	全壊	660棟
	大規模半壊	331棟
	半壊	2,090棟
	一部破損	7,942棟
◇公共施設被害		801件
◇文化財被害		46件
※平成25年12月31日時点		